



浄化槽をお使いのみなさまへ

～富士市浄化槽被害状況チェックシート～



東日本大震災における浄化槽被害状況
(写真提供：環境省浄化槽推進室)

【富士市の被害想定】

静岡県第4次地震被害想定によると、南海トラフ沿いで巨大地震が発生した場合、富士市では震度6弱から6強の揺れに見舞われ、東日本大震災のように強弱を繰り返しながら、最大3分から4分間揺れが継続すると想定されています。

また、道路の寸断や電気・ガス・水道等のインフラの停止など、様々な被害が想定され、学校などの避難所では近隣住民が多く集まり、混乱することも考えられます。そこで、災害発生後にも引き続き自宅で生活するために、食料・飲料水等の備蓄とともに災害時のトイレについて備えておくことが重要です。

【浄化槽の状況を各家庭で確認しよう！】

災害発生後も自宅で生活するためには、トイレを確保することが極めて重要になります。断水時でも利用可能な携帯トイレ等を備蓄しておくとともに、水洗トイレ（浄化槽）の使用の可否について、各家庭で確認し判断する必要があります。

このため、富士市では市内浄化槽清掃業者と合同で浄化槽被害状況チェックシートを作成しました。災害時には次ページ以降を参考に水洗トイレ（浄化槽）の使用が可能か確認しましょう。

□■災害時のトイレ事情■□

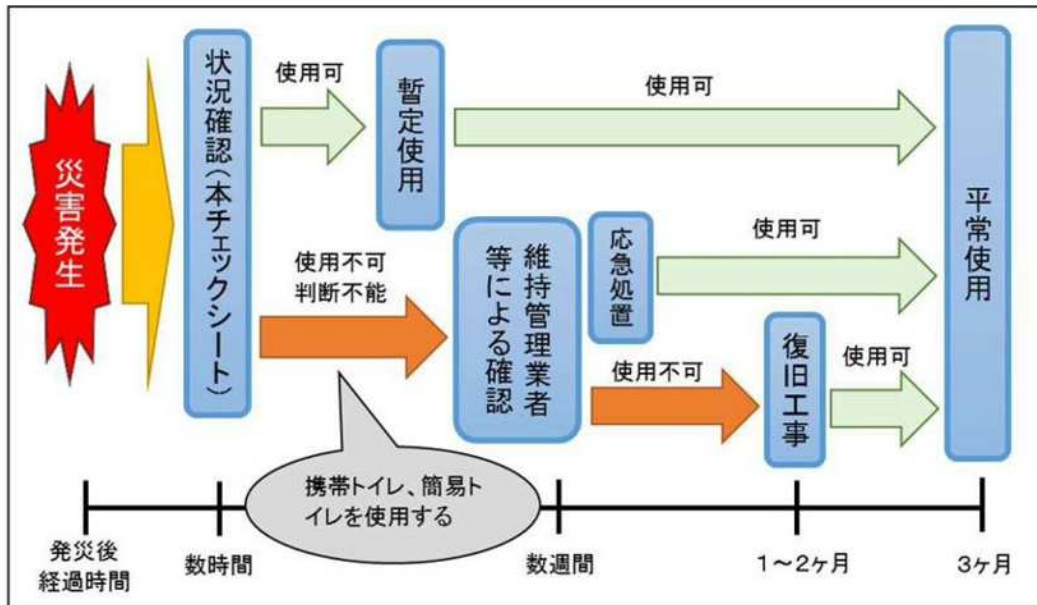


過去の災害における避難所では、断水や停電、浄化槽が破損したままトイレを使用してしまった結果、便器が大小便であふれ、トイレの衛生環境が悪化し使えなくなるという事例もありました。トイレが不衛生で不快な場合や距離が遠い、寒い、暗い、怖いなど使い勝手が悪い場合には、トイレに行く回数を減らすために水分や食事を控えてしまいがちです。その結果、脱水症状になるほか、慢性疾患が悪化して体調を崩し、エコノミークラス症候群や脳梗塞、心筋梗塞で命を落とすこともあります。

こういった健康被害を防止するためにも、各家庭で浄化槽の使用可否について判断するとともに携帯トイレや簡易トイレを準備し、災害時でもトイレを使用することができるよう備えておくことが大切です。

(参考：日本トイレ研究所ホームページ)

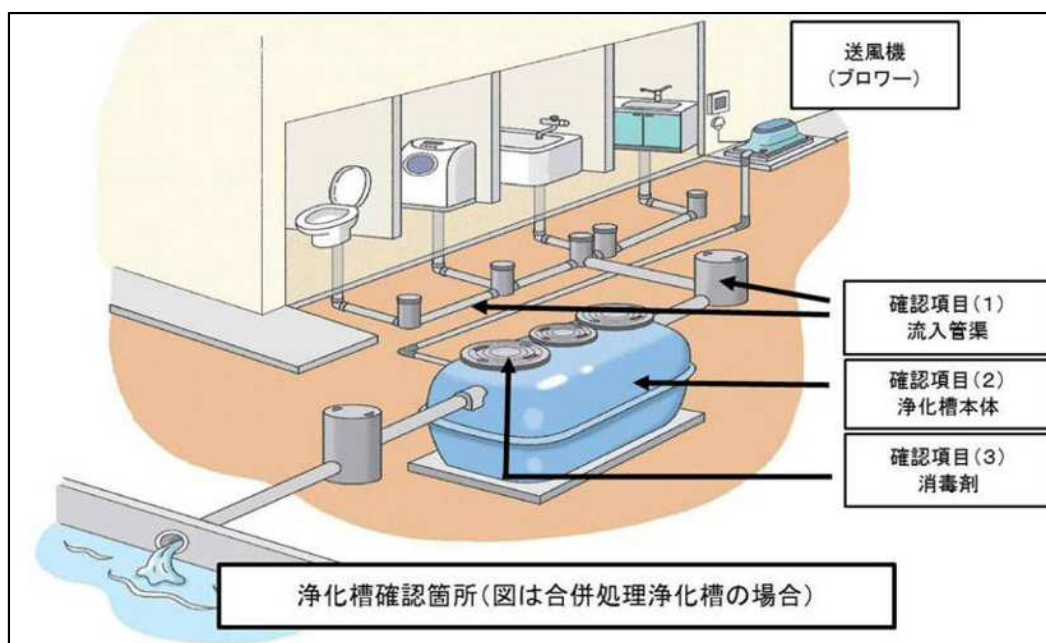
【災害発生時からの使用フロー】



【確認作業を始める前に】

以下の事象が発生していないか確認し、発生している場合は十分注意してください。

- ◆ 浄化槽の周辺で地割れや陥没が発生しているとき
 - ・ 転倒・転落のおそれがあるため、無理に近づかないでください。
- ◆ 流入管や浄化槽本体の周辺が濡れて、悪臭がするとき
 - ・ 流入管や浄化槽本体が破損し、汚水が漏れている可能性があります。
疫病等の発生原因となる可能性がありますので、漏水箇所には近づかないでください。
- ◆ 送風機（ブロワー）が水没していたり、配線が剥き出しになっているとき
 - ・ 感電や火災発生のおそれがあるため、ゴム手袋を着用するなど十分に注意しながらコンセントを抜いてください。



浄化槽被害状況チェックシート

●浄化槽管理者（設置者／使用者）：_____

●浄化槽所在地（住所）： 富士市 _____

●連絡先： _____

確認項目	評価
(1) 家屋から浄化槽まで汚水を流す配管（流入管渠）	
①明らかな汚水漏れは発生していない。 確認ポイント 浄化槽のふたや流入管のマスを開け、宅内から水を流します。流した水量と同じ水量が浄化槽まで流れてきていれば、汚水漏れはありません。	はい・いいえ
(2) 浄化槽本体	
①元の設置位置より浮き上がったり、沈んだりしている状況はない。 確認ポイント 浄化槽の周辺で地割れや陥没が発生している場合、無理に近付かないでください。	はい・いいえ
②明らかな汚水漏れは発生していない。 確認ポイント 浄化槽のふたを開け、浄化槽内の放流口（槽内から外に出るところ）から水位が大きく低下していなければ、汚水漏れはありません。	はい・いいえ
(3) 消毒剤	
①消毒剤が入った筒がある。 確認ポイント ゴム手袋等を着用の上、放流側にある浄化槽のふたを開けて筒があるか確認してください。筒があっても消毒剤（白い錠剤）が入っていない場合は使用することはできません。	はい・いいえ
②消毒剤が入った筒が倒れている場合、立てることができる。 確認ポイント 倒れていても立てることができれば問題ありません。	はい・いいえ

☆評価「いいえ」に一つでも該当した場合

このまま浄化槽を使用してしまうと、消毒がされていない不衛生な排水が公共用水域に流れることとなり、疫病等の発生源となる可能性があります。下流域においてその水を利用する可能性もありますので、汚水漏れが生じている場合や消毒剤がない場合は浄化槽を使用することができません。

維持管理業者等に連絡するとともに、修繕が済むまでは携帯トイレや簡易トイレを使用してください。

◎評価「はい」にすべての項目で該当した場合

浄化槽の使用により重大な事故等に繋がる見込みはありませんが、一方で浄化槽が本来持つ機能を発揮させるために維持管理業者等による詳細確認が必要な状況です。緊急事態であることを考慮して、暫定的な使用（3ヶ月を目途）は可能と判断しますが、維持管理業者等に連絡し、確認を依頼しましょう。

ただし、暫定的な使用期間中に汚水漏れや悪臭などが発生した場合は、直ちに使用を控えてください。

★わたしの家の浄化槽関係業者

各世帯で契約している業者名等を記入しておき、本チェックシートで使用できないと判断された場合は、下記保守点検業者に詳細確認を依頼しましょう。

■ 浄化槽保守点検業者

業者名：	連絡先：
------	------

■ 浄化槽清掃業者

業者名：	連絡先：
------	------

■ 浄化槽施工業者 ※ハウスメーカーや工務店ではなく、浄化槽設置工事をした業者になります。

業者名：	連絡先：
------	------

【参考】

- ・ 静岡県浄化槽協会富士支部 : 0545-30-8920
富士市・富士宮市内の浄化槽工事業者（浄化槽の施工ができる業者）が加盟
- ・ （一財）静岡県生活科学検査センター : 054-621-5030



静岡県浄化槽協会
ウェブサイト

市内浄化槽清掃業者

	業者名	連絡先
富士地域 (旧富士川町地域を除く) 【富士川より東側】	(株)エイコウサービス	TEL : 0545-71-3539 FAX : 0545-71-7893
	(株)富士クリーンサービス	TEL : 0545-61-4658 FAX : 0545-61-4659
	(有)マツナガ	TEL : 0545-33-0230 FAX : 0545-33-1204
	吉原衛生運輸(株)	TEL : 0545-52-5113 FAX : 0545-53-4498
旧富士川町地域 【富士川より西側】	(有)池谷企業	TEL : 0545-81-3533 FAX : 0545-81-4389
	(有)大沼興業	TEL : 054-385-5967 FAX : 054-388-3248
	(有)蒲原工業	TEL : 054-385-3431 FAX : 同上
	(有)不二設備保全	TEL : 0545-85-0002 FAX : 0545-85-0003
旧富士川町地域 (かぎあな地区)	(有)由比環境保全センター	TEL : 054-375-2453 FAX : 054-375-5417